

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律  
(化学物質排出把握管理促進法)の概要

1. 法の概要

(1) 法律の目的

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置 (PRTR) やその性状や取扱いに関する情報 (MSDS) の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

(2) 法律制定・施行の経緯

平成8年2月 OECD勧告

平成10年11月 中央環境審議会第一次答申 (PRTR制度の導入)

平成11年7月 化学物質排出把握管理促進法公布

平成12年2月 中央環境審議会第二次答申 (PRTR対象事業者等、対象化学物質の指定等)

平成12年3月 化学物質排出把握管理促進法施行令公布  
化学物質排出把握管理促進法施行

2. PRTR制度

(1) 制度の趣旨

PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境 (大気、水、土壌) への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するもの。

(2) 具体的な手続 (別紙1)

事業者は、個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県知事経由で国 (事業所管大臣) に届け出なければならない。

秘密情報に係る部分は、直接事業所管大臣へ届け出ることとしている。

事業所管大臣は、届け出られた情報について経済産業大臣及び環境大臣へ通知する。  
経済産業省及び環境省は共同で、届け出られた情報を電子ファイル化し、物質ごとに、業種別、地域別等に集計・公表するとともに、事業所管大臣及び都道府県知事に通知する。

事業所管大臣及び都道府県知事は、通知された事業所ごとの情報をもとに、事業者や地域のニーズに応じ集計・公表することができる。

経済産業省及び環境省は共同で、本法の届出義務対象外の排出源 (家庭、農地、自動車等) 等からの排出量を推計して集計し、と併せて公表する。(別紙2)

国（経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣）は、国民からの請求があった場合は、個別事業所の届出データを開示する。

開示請求にあたっては、平成13年度、14年度、平成15年度全データと平成16年度を併せて1枚のCD-Rに収録したものを手数料1,100円で開示している。

国はPRTRの集計結果等を踏まえて環境モニタリング調査及び人の健康等への影響に関する調査を実施する。

### (3) 対象物質

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露性がある)と認められる物質として選定されたもの(第一種指定化学物質：政令で354物質を指定)。

第一種指定化学物質の選定にあたっては、平成12年2月中央環境審議会答申において、「有害性」の判断基準(吸入慢性毒性、経口慢性毒性、発がん性、変異原性、生殖/発生毒性(催奇形性を含む)、感作性、水生生物(藻類、ミジンコ、魚類)に対する生態毒性、オゾン層を破壊する性質)及び「相当広範な地域の環境での継続的な存在」の判断基準(一般環境中での検出状況、製造・輸入量)が示されている。

具体的には、以下のような物質が指定されている。

- ・揮発性炭化水素：ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物：ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
- ・農薬：臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
- ・金属化合物：鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質：CFC、HCFC等
- ・その他：石綿等

また、第一種指定化学物質を含有する製品については、以下のとおり定義されている。

製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が1%以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が0.1%以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。

事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品

主として一般消費者の生活の用に供される製品

再生資源

### (4) 対象事業者

PRTR対象事業者として、第一種指定化学物質またはこれを含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、次の～の要件全てに該当する事業者。

次の事業に属する事業を営んでいる事業者

全ての製造業(化学工業、電気機械器具製造業、鉄鋼業等)

金属鉱業、電気業・ガス業、下水道業、燃料小売業、洗濯業、自動車整備業、廃棄

物処分業、高等教育機関、自然科学研究所等  
常用雇用者数21人以上の事業者  
いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t以上（発がん物質は0.5 t以上）  
の事業所を有する事業者等又は特別要件施設（廃棄物処理施設や下水道終末処理施設  
など）を有する事業者

#### (5) 罰則

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20万円以下の過料。

#### (6) 施行経緯

平成11年7月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成13年4月	年間取扱量5トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成14年4月	年間取扱量5トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成15年3月	国による平成13年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成15年4月	年間取扱量1トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成16年3月	国による平成14年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成16年4月	年間取扱量1トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成17年3月	国による平成15年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成18年2月	国による平成16年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成18年4月	第5回（平成17年度排出量）の届出開始

### 3 . MSDS制度

#### (1) 制度の概要

事業者による化学物質の適切な管理を促進するため、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS：化学物質等安全データシート)を事前に提供することを義務づけるもの

#### (2) 対象物質

以下の 2 の双方が対象（合計435物質）

第一種指定化学物質（354物質）

（PRTR制度の対象物質と同じ）

第二種指定化学物質（81物質）

第一種指定化学物質と同様の有害性があるが、曝露性はそれより低いと見込まれる物質として選定されたもの

#### (3) 対象事業者

対象製品を他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者が対象

#### (4) 実施状況

平成13年1月 MSDSの提供の開始

## 4 . その他

### (1) 化学物質管理指針

事業者が指定化学物質等（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品）の管理を行う際のガイドラインとして策定。

指針の内容

- ・ 化学物質の管理の方法（管理の体系化、管理対策等）
- ・ 化学物質の使用の合理化対策
- ・ 化学物質の管理についての国民理解の増進（リスクコミュニケーション）
- ・ 化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）の活用

事業者は、本指針に留意して化学物質の管理を行うとともに、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### (2) 国及び地方公共団体による支援措置等

国及び地方公共団体は、本法の目的を達するため、以下の措置を講ずることとされている。

化学物質の有害性等に関する科学的知見の充実

化学物質の性状等に関するデータベースの整備

事業者に対する技術的助言

化学物質の管理状況等に関する国民の理解増進の支援

及び のための人材育成

### 化学物質の排出量の把握等の措置 (PRTR) の実施の手順



